

令和8年度港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

報告内容

令和8年6月30日（火）に開催した港区教育委員会いじめ問題対策会議の内容について報告します。

1 日 時

令和8年6月30日（火） 午前10時から11時15分まで

2 場 所

港区立教育センター研修室1・2

3 出席者

分野	構成員	
港 区 港区教育委員会	教育長（会長）	新宮 弘章
	総務部長（副会長）	太田 貴二
	学校教育部長（副会長）	茂木 英雄
	子ども若者支援課長	菊池 太佑
	相談支援担当課長	坪井 清徳
	相談援助担当課長	堀口 美和
	人権・男女平等参画担当課長	吉田 一樹
学 校	区立小学校長会副会長（東町小学校長）	川原 哲郎
	区立中学校長会副会長（白金の丘学園白金の丘中学校長）	篠崎 玲子
学識経験者	埼玉学園大学教授	藤枝 静暁
医 学	医師	黒木 秀子
心 理	教育センター相談員	熊谷 萌花
福 祉	社会福祉士	三宅 美紀
法 律	学校法律相談弁護士	牧山 美香
警 察	愛宕警察署生活安全課長代理	飯塚 秀樹
	三田警察署生活安全課長	今井 赴夫
	高輪警察署生活安全課長代理	池田 智彦
	麻布警察署生活安全課長	中辻 竜馬
	赤坂警察署生活安全課長代理	前島 秀紀
	東京湾岸警察署生活安全課長代理	杉原 一史

【オブザーバー】

分 野	構 成 員	
港区教育委員会	教育長職務代理者	田谷 克裕
	教育委員	鈴木 令奈
港 区	芝地区総合支所管理課長	若杉 健次
	麻布地区総合支所管理課長	鳥居 誠之
区内私立学校代表	広尾学園中学校副校長	金子 暁

4 議 事

- (1) 令和8年度港区いじめ防止基本方針の具体的な取組について 【資料1】
- (2) 幼児の安心で安全な生活を支えるガイドライン 【資料2】
- (3) 令和7年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の報告について 【資料3】
- (4) 令和8年度港区いじめ問題対策連絡協議会の報告について 【資料4】
- (5) いじめに関する現状について 【資料5、資料5-2】
- (6) 学校で起きたいじめの事例について 【資料6】

教育指導担当課長 清水 浩和

- ・ 小学校3年生で発生したいじめ事案について報告があった。担任が下校時の児童の言動からいじめの兆候を発見し、即日指導を実施するとともに、校内いじめ問題対策委員会を開催した。
- ・ 関係児童への聞き取りを進めた結果、当初把握していた児童以外にも関与が認められ、最終的に13名の児童が関与していることが判明した。
- ・ 学校は保護者への説明や関係児童への指導、謝罪の機会の設定を行い、現在は学年・学校全体で見守りを継続している。
- ・ 本事例から、いじめの疑いがある段階で速やかに管理職や学年へ情報共有し、組織的対応へ移行すること、また個別事案として処理するのではなく、学級・学年全体の人間関係を含めて把握し、いじめの構造を捉えることが必要である。
- ・ 今後も、教職員が小さな兆候を見逃さず、組織的な対応と継続的な見守りを徹底することが重要である。

- (7) 学校における取組（協議会の報告を受けて）について 【資料7】

① 区立小学校長会副会長（東町小学校長） 川原 哲郎 委員

- ・ いじめの未然防止のため、日常の学級経営を通して良好な人間関係づくりを推進している。
- ・ からかいやいじりなど、一見軽微に見える言動についても見逃さず、いじめにつながる可能性を意識した指導を行っている。
- ・ 担任だけではなく、学年教員やG S T、学習支援員等からの情報共有、生活アンケートの活用により、多面的な児童理解に努めている。
- ・ いじめを疑う事案が発生した際には、速やかに管理職等へ報告し、校内いじめ問題対策委員会を開催して組織的に対応している。
- ・ 保護者との信頼関係を基盤として連携を図り、被害児童の安心確保を最優先に、継続的な情報共有と支援を行っている。

- ② 区立中学校長会副会長（白金の丘学園白金の丘中学校長） 篠崎 玲子 委員
- ・いじめの未然防止には、規律ある学校生活と、生徒が主体的に学校づくりに参画する環境づくりが重要である。
 - ・学級委員や班長を中心とした活動を通じて、人間関係の変化やトラブルの兆候を早期に把握することができている。
 - ・異学年交流による地域清掃活動等を通じ、生徒同士が相談しやすい関係づくりを進めている。
 - ・一人ひとりの活躍の場を設け、互いを認め合う風土づくりを行うことがいじめの未然防止につながる。
 - ・移動教室において発生したトラブル事案を例に、発生当日に学校組織として対応し、全容把握、保護者対応、教育委員会報告まで行った。
 - ・いじめ対応においては、管理職による組織的なマネジメントと迅速な対応体制の構築が重要である。

（８）「みなと相談ねっと」の取組に関する報告について

【資料８】

５ 意見交換

- （１）人権・男女平等参画担当課長 吉田 一樹 委員
- ・ＳＮＳやインターネット上のいじめ・人権侵害が深刻化しており、子どもたちの人権意識の向上が重要である。
 - ・区立小学校５年生を対象とした人権啓発冊子の配布や、人権講座、ＳＮＳ性暴力防止講座等に取り組んだ。
 - ・子どもが被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえ、デジタル空間における人権教育が必要である。
- （２）愛宕警察署生活安全課長代理 飯塚 秀樹 委員
- ・保護者からの相談を契機に学校対応で解決したことや、警察が直接捜査を行ったことがあった。
 - ・学校や家庭との連携により、事実確認と適切な指導を行うことが重要である。
 - ・いじめ事案の対応では、一方的な申立てのみで判断せず、関係者から丁寧に事情を聴取し、事実関係を把握することが重要である。
- （３）学校法律相談弁護士 牧山 美香 委員
- ・学校現場において、保護者対応に関する相談が増加している。
 - ・東京都カスタマー・ハラスメント防止条例や区のガイドラインを踏まえ、学校と家庭・地域との適切な関係構築が重要である。
 - ・過度な要求等に対しては、学校のみで抱え込まず、組織的対応や第三者機関の活用を検討する必要がある。